

令和 7 年 11 月 14 日

第92回世田谷区地域保健福祉審議会

午後 6 時30分開会

○会長 第92回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

本日の審議は、マイクロソフトチームズを使用したオンラインでの会議と対面式を併用して開催する。

委員の出欠であるが、委員と委員から欠席の連絡がある。

資料の確認などについて事務局から説明願う。

○保健福祉政策課長 忙しいところ世田谷区地域保健福祉審議会の出席に感謝する。

本日の審議会もチームズ使用のオンラインと対面式の併用開催である。ウェブにて出席の委員の皆様へ発言方法について案内する。マイクはミュートに設定し、発言の際には、画面上の挙手ボタンを押し、会長の指名を受けたらミュートを解除し、名前を言った後、発言願う。発言が終わったら再度ミュートに設定願う。また、各自での会議の録音、録画は遠慮願いたい。なお、区民傍聴、区側出席者も一部オンライン参加である。区民傍聴及び区側出席者はマイクをミュートにし、カメラもオフにしていただきたい。

本日の資料を確認する。

(資料確認、省略)

○会長 議事に入る。本日は審議（諮問）案件が2件、報告案件4件、全区版地域ケア会議、資料配付が2件、その他が1件である。

審議（諮問）案件に入る。区長から諮問いただくが、公務で到着が遅れているため、諮問を受ける前に事務局から説明願う。

（高齢福祉課長 資料1 第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（諮問）説明、省略）

○会長 説明について質問等はあるか。

(なし)

○会長 高齢者福祉・介護保険部会を設置し、議論を進め、本審議会に報告することしたいが、よろしいか。

(異議なし)

○会長 部会の会長は私が兼任するが、よろしいか。

(異議なし)

○会長 部会委員の選任は事務局と相談の上、後日お願ひする。

審議（諮問）（2）について、事務局から説明願う。

(障害施策推進課長 資料2 せたがやインクルージョンプランー世田谷区

障害施策推進計画ーの策定について（諮問）説明、省略)

○会長 説明について質問等はあるか。

○委員 3ページ、新しいインクルージョンプランの基本理念に「選択した」の文言が入ったが、障害者権利条約を批准してから意思決定支援の実践が非常に進展している中、重症心身障害児者やコミュニケーションが難しい障害児の意思確認も確実に実施されてきている。特に世田谷区では、以前から自己選択、自己決定を大事にしていた流れが確実に進んでいる。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 今後は本審議会の常設の部会として設置している障害者施策推進協議会で議論いただき、報告願う。

なお、障害者施策推進協議会の部会長は委員にお願いしたい。部会長の下で検討願う。

審議（諮問）(1)、(2)について説明が終わった。議事の進行上、報告に入る。

報告(1)世田谷区児童相談所の運営状況について、事務局から説明願う。

(児童相談所長 資料3 世田谷区児童相談所の運営状況について説明、省略)

○会長 説明について質問等はあるか。

○委員 一時保護所での子ども同士のトラブルはどのような内容で、どれぐらいの件数なのか。ほかと比べて少ないのか、同じぐらいなのか。問題意識としては、都内の一時保護所がいっぱいになって一番困るのは子ども同士のトラブルである。

○児童相談所長 数字はすぐに出ない。小競り合いは数え切れないぐらいしそつちゅうあるが、大けがをした等のケースはほとんどない。配薬のミスや、目を離した隙に転んでけがをしたぐらいである。今、特に混んでいる状態であること、発達に課題のある子が何人もいると、ちょっとと言われたことに今のは何だという話になるが、どこかに報告しなければならない大きな事故はそれほど起きていない。

○委員 他自治体では、ずっと一緒にいるとトラブルが多くなると聞いた。新しくできたところもあるため、夜間指導員の研修をしっかりしなければ、子ども同士のトラブルで一時保護所に入っても安心できない。

○会長 大変申し訳ないが、テクニカルの問題で会場にオンライン出席委員の音声が流れ

ない。

報告(1)世田谷区児童相談所の運営状況については中断し、区長から諮問願いたい。

○区長 遅れて申し訳ない。地域保健福祉審議会からの答申を踏まえ、世田谷区地域保健医療福祉総合計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会づくりを共に進めている。この総合計画の考えの下、高齢や障害、子ども等の分野別計画でそれぞれの施策の充実を図るとともに、区内全地区で福祉の相談窓口、参加と協働による地域づくりを行う地域包括ケアの地区展開を実施してきた。あんしんすこやかセンター、まちづくりセンター、社会福祉協議会、児童館の4者が連携して地域を包摂するネットワークで、世田谷版地域包括ケアシステムが10年目を迎えて検証している。

地域保健医療福祉総合計画の基本指針「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を実現すべく、高齢者、障害者、子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で長く安心して暮らしていくことができるよう、引き続き保健福祉施策の充実に取り組んでいく。

本日は、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定についての2件の諮問を行いたい。区の保健福祉行政の将来を大きく左右していく重要な計画であるので、委員には忌憚のない意見、提言をいただきたい。

(諮問文を朗読し、会長に手渡す)

○保健福祉政策課長 区長は公務のため退席する。

○会長 区長からただいま2つの諮問を受けた。いずれも重要な計画であるので、審議会の委員と共にしっかりと検討し、世田谷区の2つの領域の政策がますます進むように我々も頑張っていきたい。

○事務局 委員の質問を代読する。

1、一時保護が柔軟に運用できるのは大変よいことである。一時保護から在宅に戻った後の見守りでは、要保護児童対策地域協議会等が機能すると思うが、要保護児童対策地域協議会との連携などで変化があったらお教え願う。

2、児童相談所の開設に当たり、職員体制の拡充等をしたと思う。それに伴う人材育成やスーパービジョンの強化が必要であると思うが、どのように行っているか、課題認識等があればお聞かせ願う。

3、区が児童相談所を設置することで、里親委託や里親支援の強化がされていると期待しているが、里親についての取組状況や今後の取組の方針等をお聞かせ願う。

○児童相談所長　1点目、一時保護から解除して家庭復帰するときには、子ども家庭支援センターに必ず連絡する連携を取っている。学校等も巻き込み、個別ケース検討会議を開き、それぞれの役割分担をしながら、支援の方針を共有する工夫をしている。個別ケース検討会議の事務局は子ども家庭支援センターが担っており、資料と一緒にまとめたりしているため、やりやすくなっている。

2点目、人材育成は今も大きな課題であり、開設当初から他自治体の経験者を会計年度任用職員で配置したり、任期付職員からアドバイスをいただきながらやってきた5年間である。引き続きO Bの活用や、特別区の採用形態である児童相談所等業務の経験者採用も活用し、他自治体の児童相談所経験者が区に来ている。

研修等もかなり充実してやってはいるが、O J Tが大事であるので、係長のほかに、地域の中にフリーの担当職員を置き、慣れない職員には必ず最初はペアで面接に入り、O J Tも充実する工夫をしている。

3点目、里親委託、里親支援の強化はまさに私ども区の課題であり、昨年度、社会的養育推進計画の見直しを図り、里親委託率の新たな目標を掲げている。

開設当初はフォースターリング機関に里親のリクルートと研修のみ委託して運営していたが、開設3年後に里親支援に関するフォースターリング業務を全て包括委託した。児童相談所の建物内にフォースターリング機関の事務所を設けており、里親がリクルートされ、研修や説明を聞くのも最初から児童相談所に来る工夫をしている。また、フォースターリング機関の職員と児童相談所の事務室で一緒に机を並べて座ることにより、里親とのマッチングの相談や里親の悩み事の共有もやりやすくなっている。

○事務局　委員の質問を代読する。

全国の児童相談所の調査を行っていると、軽微なケースも児童相談所が全て負担して業務負担過多になっており、ケース運用がままならない状況を多く耳にするため、子ども家庭支援センターと児童相談所の職務のすみ分けが成功していることは、虐待対応でもとてもいいモデルになると思う。どのように情報共有を図っているかなど、具体的な方法等も含め、地域との連携のパイオニアとして、他の自治体に向けても情報発信していくよいのではないか。

1、一時保護所の定員は26名であるが、令和7年2月は37名の保護児童数であるが、これは1か月内での出入りも含めての数字であるのか。また、区の一時保護所以外の委託（児童養護施設等）の数も含めているのか。

2、S Vの育成はどうに行っているのか。

○児童相談所長 1点目、月末時点に一時保護している人数である。この中には、一時保護委託で一時保護している子も含んでいる。毎月、一定程度、児童養護施設、里親、医療機関に一時保護委託している。

2点目、S Vの育成はかなり難しいが、S VのS Vは私や会計年度任用職員のO Bであるので、常々、ケースの相談をしながら一緒に動いている。また、全国規模で行っている子どもの虹情報研修センターや西日本こども研修センターあかしのS V研修には積極的に行き、他自治体のS Vと情報共有等をしている。特別区10区のS Vの連絡会に相談しながら、ケースワークの参考になる事例を聞いて育成している。

○事務局 委員の質問を代読する。

1点目、世田谷区の児童相談所の人数はどうなっているのか。

2点目、心理的虐待が非常に多いが、児童心理司等の体制は整っているのか。

○児童相談所長 今、手元にないが、児童相談所の事業概要7ページに職員の配置状況を記載している。児童福祉司は44名、児童心理司は27名であるが、産休、育休も含んでいるため、稼働している児童心理司は児童福祉司の半分ぐらいである。

心理的虐待は警察から来るものが多く、面前D V、教育をめぐる問題があり、中には心理療法が必要にならないケースもある。また、子ども家庭支援センターの児童心理司が対応しているケースもある。

児童心理司も個人が受け持つ件数が多くなり、スケジュール管理が大変であるが、今現在、児童心理司のケアが必要なのにつけられないケースは発生していない。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(2)「世田谷区子どもの権利委員会」の設置について、事務局から説明願う。

(子ども・若者支援課長 資料4 「世田谷区子どもの権利委員会」の設置について説明、省略)

○会長 説明について質問等はあるか。

(なし)

○会長 報告(3)児童館における子どもの居場所フローターの本格実施について、事務局から説明願う。

(児童課長 資料5 児童館における子どもの居場所フローターの本格実施

について説明、省略)

○会長 説明について質問等はあるか。

○委員 「フローター配置館は、常勤職員1名を増員」とあるが、ほかの場所から誰か連れてくるのか、新たに職員定数を増やすのか。

○児童課長 定数が1増となる。児童館は規模によって配置の人数を決めているが、自由に動き回ることができる職員を1名増員する職員体制で実施する。

○委員 例えは等々力児童館では、もともと等々力児童館にいる方がフローターになったのか。

○児童課長 社会資源について児童館職員がどれだけ知っているかが非常に重要な要素である。今回のモデル実施は2年前に公募したが、手が挙がった館がフローター配置館になった。等々力児童館、粕谷児童館で働いている職員が手を挙げてフローターに選任された。

○委員 今後は、館にいる方から選ぶ場合、ほかから来る場合もあるのか。

○児童課長 モデル事業では職員をベースに選んだが、世田谷区全域を見たときの配置のポジショニングが重要であるとフローターからも出ているので、どこの児童館にフローターを配置するかを見据えて配置したい。その館の職員がフローターになる場合も、異動で配置される場合もある。

○委員 社会資源をどれだけ知り尽くしている人がなるかが大事であると私も思う。

○委員 まちづくりセンター、社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター、児童館で毎月4者連携会議を行っているが、児童館の方は事業がたくさんあって忙しそうであり、4者連携といつても高齢者の交流会などが多い。フローターが入ると、4者連携の中心となり、窓口になるのではないかとイメージしたが、地区展開でのフローターのメリットをお教え願う。

○児童課長 フローターの役割は、児童館に軸足を置きながら、地域、地区の中でふわふわと飛び回るイメージで、フロートする活動をしている。子どもと居場所をつないだり、居場所と居場所をつなぐことを本来業務としてスタートしている。この流れの中で、社会福祉協議会と一緒にフードパントリーを行ったり、児童館の前のスペースでイベントを行い、多世代間交流が進んだケースもあった。居場所の取組の中で社会福祉協議会が入ることでつながりができ、4者連携の充実につながると思う。

4者連携のつながりについては、これまで児童館の館長が担ってきており、変わらないが、前面的に表していく専任的職員がいることで、時に4者連携の会議に参加したり、

顔を出すことはあるのではないかと考えている。

○事務局 委員の質問を代読する。

施設を飛び出て地域につなぐ、とても面白い取組だと思う。フローター配置に至る経緯や背景をお教え願う。

○児童課長 児童館の本来業務として、地域に出ていくことはあったと思う。1つの児童館に5～7人ぐらいの職員しかおらず、ゼロ歳から18歳を対象とした中では、児童館職員はなかなか外に出ていけない、深めることができない点が課題であった。

児童館ガイドラインも地域と子どもたちをつないでいく役割を児童館は担っていくべきだと改正されたこと、国のこともの居場所づくりに関する指針でも言われていること、区の居場所の方々が集まる検討会でも課題認識は共通していたので、公設公営の児童館がフローターの形でコーディネーションしていこうというのが経緯である。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(4)避難行動要支援者支援事業の進捗について、事務局から説明願う。

(保健医療福祉推進課長、砧総合支所保健福祉センター保健福祉課長 資料

6 避難行動要支援者支援事業の進捗について説明、省略)

○会長 説明について質問等はあるか。

(なし)

○会長 報告は以上となる。

次に、全区版地域ケア会議を開催する。地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のために、介護保険法により制度的に位置づけられた会議で、世田谷区では、地区、地域、全区で行うとしている。審議会は全区地域ケア会議と位置づけられているので、本日、審議会にて第9回全区版地域ケア会議を開催する。事務局から説明願う。

(保健福祉政策課長 資料7 第9回全区版地域ケア会議について説明、省略)

○会長 全区版地域ケア会議は、区全体で政策的、制度的に取り組まなければならない部分について、地区や地域の地域ケア会議で解決が見いだし難い、共通に困難を感じているテーマを抽出して取り組んでいる。

2ページ、身元保証人が立てられない方の入院・入所について、8050問題、金銭管理について扱ってきたが、前回、対象を限らない見守りを取り上げたいとの事務局側の意向が

示され、今日は現状について事務局に様々資料をまとめていただいた。

事務局から、これからこの問題に取り組むに当たり、デジタルツールを活用した気軽な相談環境の整備、身近な場所での相談ツール周知・協力体制づくりの2つの方向性が示されたが、大きな問題であり、皆さんが苦労している課題であるので、すぐに名案があるわけではない。皆様からアドバイス、意見等をお出し願いたい。

○事務局 委員の質問を代読する。

1点目、孤独・孤立死について、国内では2024年に2万人以上であったが、区ではどれぐらいであったのか。

2点目、デジタルツールの活用について、具体的にはどのようなものをお考えか。

○会長 1点目、世田谷区では死亡個票分析をしており、うろ覚えであるが、世田谷区では1年間に7000人を超える死亡があり、85%は医師が死亡診断書を書いている。85%のうち、ほぼ半数が自宅ないしは高齢者施設で亡くなり、残りの半数が病院、診療所で亡くなっている。自宅より高齢者施設での死亡が多く、自宅は約2割である。

自宅の総死亡のうち約4割は異状死であり、異状死のうち約3割は、亡くなつてかなりの期間がたつて発見されている。異状死のうち死因が分かる方は病死が多いが、そのほか事故死、自殺がある。それを孤独死と定義するのであれば、世田谷区の場合、自宅で亡くなる方の孤独死の問題は大きいと認識している。

孤独死を防がなければならないかどうか自体は人々の判断によるが、減らしたほうがいいのであれば、孤独死に至らないためにはどのような施策が必要かはまさに本日のテーマに關係してくるし、第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画でも取り上げなければならない問題だと認識している。

数は次回の審議会でお出し願いたい。

○保健福祉政策課長 数については次回の審議会で報告する。

2点目、デジタルツールの活用については、資料7-1の表の一番下、NPO法人によるLINE見守りがあるが、まだ協定事業者は1つである。

○高齢福祉部長 ICTによる見守りについては、第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で検討を進めるとしており、今現在、高齢福祉課で横浜市など先進自治体の事例を参考に検討を進めている。今後、高齢者福祉・介護保険部会で助言いただく。

○事務局 委員の質問を代読する。

LINE見守りの件について、LINEを使えない高齢者のほうが多いと思うので、指

輪のセンサーを活用してはいかがか。

○保健福祉政策課長 調べて検討する。

○委員 千葉市ではプッシュ型の行政サービスを行っている。LINEでこの手当がもらえると通知が来れば、結構登録数が増えると思うので、一緒に見守りツールを入れてはどうか。お金がもらえることと見守りができるインセンティブがあり、他のプッシュ型の行政サービスと組み合わせるとできるのではないか。

支援につながりにくい層へのアプローチについて、犯罪加害者やその家族への支援を入れていただきたい。

○会長 犯罪加害者とはどういうことか。

○委員 刑務所を出た人や犯罪加害者家族は非常にバッシングを受けるし、そもそも窓口につながることができない。出した、犯罪歴が知られているのではないかと公の機関に出にくい人である。

○委員 資料7-2、高齢移行層の単身高齢者、働き盛り単身者も対象に入るのかと思い、全く無自覚でいろいろ考えさせられたが、周りから見守る仕組みばかりではなく、本人が受援要請を発する意識改革、自覚させること、支援を受けることに対する抵抗感を下げていく啓発的な取組も併せて必要なのではないか。

○委員 資料7の最後に書いてあるケースのように、高齢者が1人で強固なマンションに暮らしている実態があり、そのようなLINEだけでは通じない人たちへのアプローチはどうするのか伺いたい。待ったなしであるのが災害時であるが、ある程度の強制的な見守り、介入はできるのか、実際はどのようにするのかお教え願いたい。

○保健医療福祉推進課長 多くの方に個別避難計画を作成いただくことを目指してやっている。昨年度から作成委託も始めたが、なかなか委託業者に応じていただけない。今年度、もう一度委託を行い、どれぐらいの方が作成につながるのか見ていき、新たな策があるか検討する。

○砧総合支所保健福祉センター保健福祉課長 災害時、待ったなしの状況が起こり得ることは保健福祉課でも認識しており、避難行動要支援者全員の電話番号を把握している。風水害時には早期避難の呼びかけ、災害時には安否確認が可能な状況を整えている。電話がつながらない災害で安否確認ができない場合は、避難行動要支援者の自宅へ本庁の応援職員と共に訪問し安否確認を行う体制を取っており、訓練も行っている。

一戸建ての住宅は庭から窓をたたいて中に入ることも可能であるが、オートロックマン

ションは非常に難しい課題であると認識している。

○会長 資料7-1、様々な施策でいろいろな方々が見守り活動をしており、様々な制度、政策で見守ることになっている。一番深刻な場合の災害時の危険地域に住んでいる避難行動要支援者へ個別避難計画を作成するよう働きかけることが求められているが、一番堅い制度であっても、先ほどの数字の状況であり、郵送しても回答がない。

1年間に7000人以上が亡くなっている中、自宅で孤独死する方が少なからずいることは区の調査事業で数字がある。そこが難しいところであり、どうしたらよいかという問題が我々に投げかけられている。

オートロックマンションのようにハードウェア的に難しい場合と、行政から来ることを拒否する場合がある。支援を求める能力、人から助けてもらえることも能力の一つであり、その能力や受容力を皆で高めていかないと駄目ではないかとの委員の指摘であった。

そのようなことを組み合わせていくと、問題にもう少し踏み込んだ対応策が提言できるのではないかと思って聞いていた。

このテーマはしばらく続くと思うので、各委員も区に提案する視点で、我々にとっての宿題で進めていきたい。

○委員 受援力は大事であるが、それがない人が批判される時代である。その人たちの力を高めることは丁寧に扱ってほしい。政策の中で考えていくことはよいが、発信することには配慮願いたい。

○委員 前回の審議会で、配食サービスの方から50代の心身障害の方の安否が確認できないとの通報があんしんすこやかセンターにあったと話したが、亡くなられているのが発見された。どことも関わりがなく、マンションで生活していたが、その方の一番最初の情報はコンビニエンスストアの店長からあんしんすこやかセンターに入った。マンションの管理人も様子は見てくださっていた。

意外とコンビニエンスストアの方は日々の生活を見ており、通報が多いが、年齢も名前も分からぬ気になる方がいるときにどこに通報、相談したらいいのか分からぬと一番言われる。

対象を限らない見守りの構築の方向性2、身近な場所での相談ツール周知・協力体制づくりについて、各あんしんすこやかセンターは日々地域を回って見守りの協力依頼をしているが、相談する先が縦割りであると、その時点で躊躇すると思う。本当に対象を限らない、本腰を入れるのであれば、ワンストップの窓口を設定することも必要である。

○委員 ある民間の大きな財団が助成しているところへヒアリングに行ったが、地域の病院にリンクワーカーという、医師が社会的に処方する取組をしている。福祉の領域で把握できない方々も病院であれば行くだろうし、個別に訪問して個人情報を聞くことができない時代、医師からリンクワーカーを経由して地域とつながっていくプロジェクトが試験的に立ち上がっている。医療機関との連携も見守りや地域につながらない人と接触する場所として候補になると思う。

○委員 アンケートを回収した時点で支援者がいない人が何人というデータで捉えるのではなく、ここに相談してみたらどうかと区から一言話していただきたい。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 また次回、よいアイデア、アドバイスがあれば委員からお出し願いたい。

配付資料について説明願う。

○保健福祉政策課長 全区版地域ケア会議にて様々アドバイスをいただき感謝する。いただいた意見をつなげていく。

配付資料についてである。

(資料確認、省略)

○会長 予定した案件は以上である。

委員から何かあるか。

○委員 世田谷版地域包括ケア10年のパネリストが全員男性である。配慮があつてもいいのではないか。

○保健福祉政策課長 記載はないが、世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課長が登壇する。

○会長 事務局で検討した際も委員指摘の件は皆さんとても気についていた。結果としてこのようになったようで、私も同じ感想を持った。

○委員 11月末と12月1日が民生委員の3年任期の切替えの時期であるが、定数の充足率はどのような状況か。

○生活福祉課長 現状、定数654人のうち600人である。充足していないため、引き続き推薦会等を隨時開き、民生委員になるべく就任いただける環境も含めて検討していきたい。

○委員 全国的にもどんどん下がっているため、なかなか難しいと思う。

○会長 追加の意見等があれば、事務局まで提出願いたい。

本日の審議はこれで終えるが、事務局から何かあるか。

○保健福祉政策課長 次回の審議会は令和8年3月13日金曜日、夜の時間帯を予定している。開催通知等は改めて送付する。

○会長 以上で審議会を閉会する。

午後8時49分閉会